

ノルウェー教育法 ——公布約 12 年近くを経た主たる改正内容——

北川 邦一

(大手前大学)

ノルウェー教育法（1998 年 7 月 17 日公布・法律第 61 号）・「基礎学校及び後期中等教育に関する法律」は、公布当初全 16 章、全 109 の § から成っていたが、本年 6 月 25 日の最近改正：法律第 49 号によって全 18 章、全 149 § となった。以下、この間の改正の主たる内容を紹介する。なお、例えば「Kapittel 4A.」は、日本の法律では「第 4 章の 2」、「Kapittel 2.」の「§ 2-3a.」は「第 2 章」の「第 3 節の 2」となるように法規の章節番号の付け方が異なるので、ノルウェー語原典の「§」はそのまま用いる。

I 第 1 章「教育の目的」：「適合教育」、キリスト教、国際的文化の伝統

(1) 教育法は公布当初の § 1-2「教育の目的」は、§ 1-1 に移されると共に、現行法では § 1-3「適合教育と早期の努力」が加えられている。同法は基礎学校（当時は小学校 7 歳就学の 6 年間及び中学校 13 歳就学の 3 年間）を修了した志願者全員に全日制高等学校に換算すると 3 年間の後期中等教育を受ける権利を保障した 1994 年改革と基礎学校（小学校部分と中学校部分から成る）の小学校部分を 6 歳就学の 7 年間に前倒し延長した 1997 年改革とを統合した法律である。ここにいう「適合教育」は、この 94 年改革に先立って 1993 年に教育大臣が示した「基礎学校、後期中等学校及び成人教育の教育課程 一般編」にある教育理念の一つで、生徒個人の多様な出自、能力、性等に適合した教育をするという内容のものであり、§ 1-3 はその法的確認である。

(2) § 1-2 の教育目的規定は、改正を経て第 2 項で、教育の基礎とすべき価値として、キリスト教の遺産と伝統と同列に、ヒューマニズムをあげている。すなわち、教育法公布当初、§ 2-3「基礎学校教育における内容と評価」で基礎学校教育が含むべき内容として「キリスト教知識・宗教及び人生観」（略称 KRL）を含めており、§ 2-4 で、KRL の授業は「福音ルーテル派の聖書及びキリスト教の基礎知識を与えること」と、例外として、生徒がその信念等に拠ってこの科目の授業から免除されうること等を定めていた。現行法はこの科目名を「宗教・人生観及び倫理」（略称 RLE）と改正し、§ 2-3a「教育における活動等の免除」を追加挿入し、①学校は生徒及び親の宗教的哲学的信念を尊重し、平等な教育に対する彼らの権利を確保する、②両親の通知に拠って生徒は各学

校の教育の部分に出席することを免除されると規定した。KRL に対しては、ノルウェー語では殆ど無神論者を意味する humanist である生徒の親が欧州人権委員会に人権違反の旨を提訴した結果の改正である。しかし現行ノルウェー王国憲法はノルウェー教会の福音主義ルーテル教を国教と定めており、教育における信仰の自由の問題は残っている。

(3) § 1-2 の改正は、第 3 項で教育がその知識・理解の増大に寄与すべき対象として、国の文化遺産と並べて「私達の共通の国際的文化の伝統」を挙げている。ノルウェーはこの四半世紀、パレスティナ問題に対する Oslo 合意ほか、数カ国の内戦の平和的解決の調停、国連「環境と開発に関する世界委員会」での主導的役割や 1990 年代以降も、発展途上国への支援、地雷撤去やクラスター爆弾の使用制限の先導等、多くの国際的役割を果たしてきた。他方、同国は国連開発計画 UNDP の発達プログラムにおいて世界一住みやすい国として幾度か選ばれてきて、2009 年度も 1 位であった。「国際的文化の伝統」は、内政の自信に基づき上記のような国際的役割を持続して行く法的確認と見られる。

II 「成人のための特別教育」章の追加

2000 年法律 63 号は第 4A 章「成人のための特別教育」を追加した。同章は 1.基礎教育を受ける成人の権利、2.基礎学校レベルの特別教育を受ける権利、3.成人が後期中等教育を受ける権利、4.コムーネ及び県当局が成人に基礎教育及び後期中等教育を提供する義務、5.教員に対する資格要求、6.教育の内容、7.学校への送迎等、8.助言、9.授業からの除外、10.視察、統制及び苦情申立て、11.試行、12.適合教育の § から成る。

III 「生徒の学校環境」章の追加

2002 年法律 112 号は第 9a 章「生徒の学校環境」を追加した。同章は、9a-1. 一般的要求、9a-2. 身体的環境、9a-3. 心理社会的環境、9a-4. 生徒の健康、環境及び安全を促進する系統的努力(内的統制)、9a-5. 学校環境作業への生徒参加、9a6. 情報公開義務及び意見表明権、9a-7. 職員、9a-8. 学校自由時間調整、9a-9. 省令の § から成っている。この §9a-1 「一般的要求」では「初等及び中等学校に通っている全ての生徒は、健康、幸福、学習に資する良い身体的心理学的環境を受ける資格が与えられる」と定めており、続く諸 § でその内容について規定している。障害のある生徒の必要に応じた設備をすること(同 § 9a-2 の第 2、第 3 項)、侮蔑的言動及びいじめや差別、暴力、人種差別に対して生徒を守る心理的環境を整えること (§9a-3)、生徒の学校環境整備

の仕事への参加を促進すること（§ 9a-5）、（基礎学校設置の）協同委員、学校委員会、学校環境委員会、生徒会、父母議会等が学校環境問題に関するあらゆる情報を知らされ意見表明をする権利を有すること（§ 9a-6）等である。この章では学校の課外時間制度（≡学校での学童保育）にも適用されること（§ 9a-8）等も規定している。

参考文献・法典原典等

①公布当初の教育法は、拙稿「ノルウェーの 94 年・97 年初等中等教育改革の概括的調査研究」（平成 11 ～ 13 年度科学研究費補助金・基盤研究(C)(2)一般・研究成果報告書、2002 年 3 月、全 201 頁）の< 108 >～< 139 >頁に全訳。②ノルウェー教育法は URL：<http://www.lovdato.no/all/krono.html> から入手しうる。この URL からは数ヶ月遅れた英訳も入手しうる。③ web で同法改正経過を確認するには改正毎に disk に取り込むことが必要。